

議案第1号

専決処分の報告及び承認について

令和2年松戸市議会6月定例会議案第19号をもって議決された競輪場前こ線人道橋補修工事請負契約については、令和5年度に竣工予定であったが、令和5年3月28日に契約相手方から工事完了に伴う契約変更の申入れがあり、令和4年度に竣工となった。

そのため、国の補助事業として令和4年度中に手続きを完了させる必要があり、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり請負契約の一部変更を専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和5年5月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

令和2年松戸市議会6月定例会議案第19号をもって議決された競輪場前こ線人道橋補修工事請負契約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月30日

松戸市長 本郷谷 健 次

記

契約金額

| | | |
|---|----------|---------------|
| 1 | 変更前の契約金額 | 393,224,000 円 |
| 2 | 変更後の契約金額 | 367,895,784 円 |
| 3 | 変更による減額分 | 25,328,216 円 |

理 由

令和5年度に竣工予定であった本件工事について、令和5年3月28日に契約の相手方から工事完了に伴う契約変更の申入れがあったことから、国の補助事業として令和4年度中に完了させる必要があるため。